

教職第573号
令和元年9月26日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の通勤手当の運用について」（昭和48年4月16日付け教学2第15号）の一部を下記のとおり改正したので、令和元年10月1日以降は、これによってください。

記

第12条関係第4項中「第4項又は第5項」を「第5項又は第6項」に改め、「改定されたとき」の次に「（職員に新たに通勤のため負担する運賃等の額が生ずる場合を除く。）」を加える。

第15条関係第1項（1）イ中「ハ及びニ」を「ウ及びエ」に改め、「当該通勤手当に係る支給単位期間（規則第11条の2第3項第1号又は第2号に定める通勤手当を支給されている場合にあつては、当該各号に定める期間）に係る最後の月の翌月」を削り、第15条関係第1項（1）イを同号アとし、同号アの次に次のように加える。

（ア）職員に新たに通勤のため負担する運賃等の額が生じない場合 当該通勤手当に係る支給単位期間に係る最後の月の翌月

（イ）職員に新たに通勤のため負担する運賃等の額が生ずる場合 当該交通機関等の運賃等の改定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

第15条関係第1項（1）ロ中「ハ及びニ」を「ウ及びエ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第12条関係第4項」を「第12条関係第5項」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニを同号エとする。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当
電話 048-830-6667

新旧対照表

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について

(下線部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の通勤手当の運用について	学校職員の通勤手当の運用について
第2条関係～第11条の2関係 (略)	第2条関係～第11条の2関係 (略)
第12条関係 1～3 (略)	第12条関係 1～3 (略)
4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給されている場合（第5項又は第6項に該当する場合を除く。）において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたとき（職員に新たに通勤のため負担する運賃等の額が生ずる場合を除く。）は、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。	4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給されている場合（第4項又は第5項に該当する場合を除く。）において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。
5～6 (略)	5～6 (略)
第12条の2関係～第12条の5関係 (略)	第12条の2関係～第12条の5関係 (略)
第15条関係 1 (略) (1) (略) ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウ及びエに掲げるものを除く。） (ア) 職員に新たに通勤のため負担する運賃等の額が生じない場合 当該通勤手当に係る支給単位期間に係る最後の月の翌月	第15条関係 1 (略) (1) (略) イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該通勤手当に係る支給単位期間（規則第11条の2第3項第1号又は第2号に定める通勤手当を支給されている場合にあつては、当該各号に

新	旧
<p><u>(イ) 職員に新たに通勤のため負担する運賃等の額が生ずる場合 当該交通機関等の運賃等の改定の日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)</u></p> <p><u>イ</u> 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当 (ウ及びエに掲げるものを除く。) 当該交通機関等の運賃等の改定の日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)</p> <p><u>ウ</u> 規則第11条の2第3項第2号に掲げる通勤手当 <u>第12条関係第5項</u>に掲げる区分に応じ、当該区分に定める日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)</p> <p><u>エ</u> 規則第11条の2第3項第3号に掲げる通勤手当 同号に定める期間に係る最後の月の翌月</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p><u>定める期間) に係る最後の月の翌月</u></p> <p><u>ロ</u> 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当 (ハ及びニに掲げるものを除く。) 当該交通機関等の運賃等の改定の日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)</p> <p><u>ハ</u> 規則第11条の2第3項第2号に掲げる通勤手当 <u>第12条関係第4項</u>に掲げる区分に応じ、当該区分に定める日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)</p> <p><u>ニ</u> 規則第11条の2第3項第3号に掲げる通勤手当 同号に定める期間に係る最後の月の翌月</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>